

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会
会長 関 谷 忠 泉
(公印省略)

平成20年度低公害車(CNG・ハイブリッド車) 導入促進助成のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対しご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年に引続き平成20年度環境エネルギー対策事業の一環として低公害車導入促進に係る購入費用の一部について助成することになりました。

つきましては、下記の要領により導入希望の方を募集することにいたしますので、ご希望の方は電話等で栃ト協事務局までご連絡願います。

記

1. 助成対象車種

CNG車(使用過程にあるディーゼルからの改造を含む)、ハイブリッド車

2. 助成対象車両

車両総重量2.5t以上の事業用低公害トラック。

3. 助成金額・・・別紙参照

4. リースの扱い

CNG車は従来通り(財)運輸低公害車普及機構(LEVO)のみ、ハイブリッド車は(財)運輸低公害車普及機構(LEVO)及び自動車リース事業者とする。

5. 導入台数要件

導入台数の要件は設けていませんが、国土交通省の補助要件により購入の場合、同一年度で3台以上(リース車両台数含む)導入という要件があります。

リースの場合、リース事業者に3台要件がかかるため1台から導入可能です。経済産業省は1台より助成対象になります。

6. 申請期間 平成20年4月14日(月)～平成21年2月2日(月)

(平成20年4月1日～平成21年3月16日までに登録完了の車両のみ対象)

事前申請です。(交付決定前に発注しますと助成不可。)

但し、国交省対象の車両は4～6月登録車両に限り事後申請可(登録後2週間以内の実績提出)

助成枠に達した時点で打ちきりとなりますのでご容赦願います。

新長期規制適合車については、理事会(5/8)後詳細をご案内致します。(事後申請)

[問合せ先] (社)栃木県トラック協会業務部(鈴木、横山)

TEL 028 - 658 - 2515 FAX 028 - 658 - 6929

平成20年度低公害車導入促進助成金交付額一覧表

1. 【CNG車】

(買取り、リース)

(金額単位：千円)

積載量	改造費	国交省 経産省	全ト協	栃ト協	計	事業者 負担
2 tクラス	980	490	164	163	817	163
4 tクラス	3,200	1,600	534	533	2,667	533

2. 【ハイブリッド車】

(買取り、リース)

(金額単位：千円)

積載量	改造費	国交省	全ト協	栃ト協	計	事業者 負担
		経産省				
2 tクラス	980	490	123	122	735	245
		460			705	275
4 tクラス	2,750	1,375	344	343	2,062	688
		1,210			1,897	853

3. 【CNG車(使用過程車改造)】

(金額単位：千円)

積載量	価格差	国交省	全ト協	栃ト協	計	事業者 負担
		経産省				
2 tクラス	980	326	100	100	526	454
		320			520	460
4 tクラス	3,200	1,066	100	100	1,266	1,934
		1,060			1,260	1,940

上記以外の定めのない車種の助成交付額は、別に定める。

低公害車導入促進助成金交付要綱

(ハイブリッド自動車・天然ガス自動車)

社団法人 栃木県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)の定めた低公害車導入促進助成金交付要綱に基づき、栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)が行う、低公害車の普及・促進事業を推進するため、低公害車導入促進助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるとおりとする。

「低公害車」とは、全ト協が定める低公害車導入促進助成金交付要綱第2条第1号に基づき指定する次のものをいう。

ア 車両総重量2.5t超の天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む)

イ ハイブリッド自動車

ウ 電気自動車

「事業者」とは、栃ト協の会員であって、栃木県内を使用の本拠の位置として低公害車を使用するものをいう。

(低公害車導入に対する助成)

第3条 栃ト協は、事業者から申請があった場合、予算の範囲内において、低公害車の導入に要する費用の一部を低公害車導入促進助成金(以下「助成金」という。)を本要綱第8条の規定に基づく区分により助成することが出来る。

(助成金の交付)

第4条 栃ト協は、事業者の申請に基づき、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 助成金は低公害車に要する改造費の一部とする。

3 栃ト協は前条の助成を行った時は、全ト協に対し随時助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を申請する事業者は、栃ト協が指定する期日までに、別紙様式(全ト協様式)により次の書類を添付し助成金交付申請書を提出しなければならない。

ア 販売元からの見積書

イ 使用者の営む主な事業及びその内容(リースの場合)

ウ 貸与料金の算定根拠明細書(同)

(助成金の交付決定)

第 6 条 栃ト協は前条の申請があったときは環境問題対策委員会及び理事会で審議し、その結果を事業者に通知するものとする。

(助成金の実施報告・交付請求)

第 7 条 事業者は、導入実施後に栃ト協に対し実施報告し助成金交付を請求するものとする。

(助成金の交付額算定)

第 8 条 全ト協並びに栃ト協が事業者へ交付する助成金は、全ト協の低公害車導入促進助成金交付要綱第 4 条に基づき計算した額とする。

(事業者の負担)

第 9 条 事業者は、低公害車の導入費のうち助成金を除く全額を負担するものとする。

(事業者の責務)

第 10 条 事業者は、低公害車の導入に関する内容の変更をしようとする時は、あらかじめ変更の理由及び内容を栃ト協へ報告し、承認を受けなければならない。

2 事業者は、低公害車の導入を中止または廃止する時は、あらかじめ栃ト協へ報告しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第 11 条 事業者が、次の各号の何れかに該当する事由があった時、栃ト協は助成金の全部または一部の交付決定を取消し、当該助成金を返還させるものとする。

使用の本拠の位置を県外に転出した場合

助成金を他の用途へ使用した場合

偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合

その他要綱に違反した場合

(雑 則)

第 12 条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協の低公害車導入促進助成金交付要綱の定めるところによる。

(附 則)

1 . 本要綱は、平成 1 2 年 1 2 月 1 日より施行する。

2 . 平成 1 5 年 7 月 2 8 日、第 2 条(定義)の一部改訂。

3 . 平成 1 6 年 4 月 1 日、第 2 条(定義)の一部改訂。

4 . 平成 1 7 年 4 月 1 日、第 2 条(定義)の一部改訂。

5 . 平成 2 0 年 4 月 1 日、第 2 条(定義)の一部改訂。

**低公害車(CNG・ハイブリッド車)
導入促進助成金事業実績報告書
(助成金交付請求書)**

社団法人 栃木県トラック協会
会長 関谷 忠泉 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

低公害車導入促進助成金の支払いについて、下記の通り請求します。

記

1. 確認番号
2. 対象車両 (1)種別(CNG車、ハイブリッド自動車、電気自動車)
(2)台数 台
3. 車両登録日 平成 年 月 日
4. 車両登録番号
5. 助成金支払い請求額 円
6. 振込先銀行口座 銀行 支店
当座 ・ 普通 口座番号
フリガナ
口座名義

添付書類

- (1) 導入した低公害車の自動車検査証の写し
- (2) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (3) 車両代金支払いに係る領収書の写し

ご担当者名： _____ TEL： _____ FAX： _____

整理番号： _____